

〔報告〕 都道府県地域防災計画における文化財等の 保全に関する記載の現状とこれから

中島 志保*・浜田 拓志*・高妻 洋成*

1. はじめに

文化財防災ネットワーク推進事業^{註1)}で展開している活動の1つに「地域内連携体制の確立促進」がある。この活動では機構内の4つの博物館と2つの文化財研究所で地域を分担し、担当地域内の都道府県における文化財等の防災体制や取り組みについて、地方公共団体の文化財保護部局や博物館等で調査を行っている。この調査を通じて、地域防災計画に文化財等の保全に関して記載することは、地方公共団体が文化財等の保全に向けて動くための根拠になること、すなわち平常時の文化財等の防災・減災に関する取り組み、あるいは発災時のレスキューにおいて重要な役割を果たしていくであろうことが、あらためて確認された。

また、2018年（平成30年）の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定等が制度化されたが^{註2)}、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（案）¹⁾によれば、この文化財保存活用大綱には、防災・災害発生時の対応についても基本的な事項として定めることになっている。ここで定める対応と、都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載には相関性があり、この点からも記載の充実を図ることが望ましいと思われる。

そこで本稿では、都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載の現状とこれからについて考えてみたい。

2. 災害対策基本法²⁾、防災基本計画³⁾と地域防災計画

地域防災計画における課題を考えるにあたり、まずは災害対策基本法、防災基本計画について見ておく。防災基本計画は災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。この計画に基づき、指定行政機関および指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成する⁴⁾。

防災基本計画はその中で、「平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要とされる諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。」としている。また、「防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。」として、(1)周到かつ十分な災害予防、(2)迅速かつ円滑な災害応急対策、(3)適切かつ速やかな災害復旧・復興、の3つの段階の基本理念や施策を示している。

*奈良文化財研究所

それでは防災基本計画において、文化財についてはどのように記載されているのであろうか。防災基本計画中に文化財という言葉が出てくるのは、表1に示す4か所のみである。建築物に関する記載が主で、いわゆる動産文化財については具体的に触れられていない。また、実際の都道府県地域防災計画においては、この防災基本計画の文言がそのまま使用されている場合も見受けられる。地域防災計画は、中央防災会議が作成する防災基本計画に基づいて作成されるものである。都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載を充実させるためには、防災基本計画に建築物だけではなく文化財全般の保全に対する対策が明記されることが必要である。

表1 防災基本計画における文化財に関する記載（抜粋、下線は著者による）

<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり、まちづくり 2 災害に強いまちづくり (2) 建築物の安全化</p> <p>○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は、<u>文化財保護のための防災対策</u>に努めるものとする。</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (2) 防災訓練の実施、指導</p> <p>○国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、<u>文化財防火デー</u>等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防</p> <p>第2節 地震に強い国づくり、まちづくり 3 地震に強いまちづくり (2) 建築物の安全化</p> <p>○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は、<u>文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策</u>に努めるものとする。</p> <p>第14編 大規模な火事災害対策編 第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり 2 火災に対する建築物の安全化 (3) 建築物の安全対策の推進</p> <p>○国〔文化庁〕及び地方公共団体は、<u>文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策</u>に努めるものとする。</p>
--

3. 大規模地震防災・減災対策大綱⁵⁾ と過去の地震対策大綱

中央防災会議は地震防災対策の検討にあたって、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定し、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて、表2に示す5つの地震対策大綱を策定していたが、2014年（平成26年）3月に今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」を決定した。この大綱は「南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象としている。南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進基本計画は、推進地域における各地震防災対策の推進に関する重要事項を定めるものであるが、本大綱は、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたものである。」とされている。

表2 地震関連の各対策大綱における文化財・文化遺産に関する記載

大綱名	策定	文化財・文化遺産に関する記載
東海地震対策大綱	平成 15 年 5 月策定	なし
東南海・南海地震対策大綱	平成 15 年 12 月策定	<p>(文化財に関する記載)</p> <p>第 3 章 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>5. 文化財保護対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東南海、南海地震により被災が予想される地域には、国・地方指定等の貴重な文化財が多数存在する地域があり、このような地域については、それらの貴重な文化財の被害軽減対策の強化が必要である。 ・文化財の所有者又は管理者は、建造物の構造補強、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等、適切な対策を講ずることとし、国、地方公共団体はこれらの取組を推進することに努める。 ・文化財の所有者又は管理者は、火災延焼から重要文化財等を保護するため、これらに設置する消防用設備等の充実を図るとともに、その他資機材を効率的に配置し、これらの設備等を用いた消火訓練を平常時から実施する。 ・国、地方公共団体は、文化財保護対策の観点にも留意し、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備を推進する。 ・文化財の所在情報の充実・整理、自治体の文化財保護部局等と防災関係機関等の情報共有化を図り、発災後の安全な場所への迅速な移動等、文化財の震災対策を推進する。
首都直下地震対策大綱	平成 17 年 9 月策定 平成 22 年 1 月修正	<p>(文化財に関する記載)</p> <p>第 2 章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～</p> <p>第 1 節 計画的かつ早急な予防対策の推進</p> <p>6. その他配慮すべき対策</p> <p>(2) 文化財保護対策の推進</p> <p>首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることも重要である。このため、国、関係機関は、所在情報のデータベース化を進めるとともに、文化財所有者の防災についての理解促進を図り、収蔵施設の耐震化を促進するとともに、落下・転倒による破損防止対策や火災焼失防止対策等を進めるほか、必要に応じて安全な場所への移転促進を図る。さらに、被災して損失した文化財を復元するための復元技術の高度化等を進める。また、文化財所有者は、観覧者等の安全確保対策を充実する。</p>
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱	平成 18 年 2 月策定	なし
中部圏・近畿圏直下地震対策大綱	平成 21 年 4 月策定	<p>(文化遺産に関する記載)</p> <p>前文</p> <p>3. 対策の基本的方向</p> <p>(2) (前略) 京都や奈良を中心に、文化遺産の数が極めて多く、地震が発生した場合には多くの貴重な文化遺産が失われる可能性がある。そのため、地震による文化遺産の被害を回避・軽減する対策を強化する必要がある。(後略)</p> <p>第 2 章 中部圏・近畿圏における特徴的な被害事象への対応</p> <p>2. 京都、奈良を中心とする文化遺産の被害軽減</p> <p>地震による倒壊や火災による焼失により多くの文化遺産が被災する可能性がある。特に、明治以降の市街地の大幅な拡大に伴い、多くの文化遺産の周辺の市街化が進展し、長年の間火災を免れてきた文化遺産の被災可能性が高まっている。このため、以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 所有者・管理者による対策の促進</p> <p>国、地方公共団体は、文化遺産の所有者・管理者による建造物の倒壊防止対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、各種消火設備の整備の促進を図る。</p> <p>また、地方公共団体は、文化遺産の所有者・管理者による消火活動や文化遺産の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の強化を促進するとともに、日頃から訓練等の実施を促進する。</p> <p>(2) 文化遺産と地域を一体としてまもる対策の推進</p> <p>地方公共団体は、文化遺産を含む地域のまちづくりの中で、文化遺産の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。</p> <p>また、延焼を減らすための周辺の街路樹整備、公園・空地整備、大型の耐震性貯水槽や文化財延焼防止防水システムをはじめとした消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。</p> <p>(3) 地域ぐるみの取組として文化遺産と地域をまもる対策の推進</p> <p>地方公共団体は、文化遺産の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震災害発生後の対応に配慮する。</p> <p>また、地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ねやコミュニティの強化に積極的に取り組むこと等により、地域の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化遺産の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。</p>
大規模地震防災・減災対策大綱	平成 26 年 3 月策定	<p>(文化財に関する記載)</p> <p>4. 様々な地域的課題への対応</p> <p>(8) 文化財の防災対策</p> <p>※本文中に引用</p>

「大規模地震防災・減災対策大綱」には、「4. 様々な地域的課題への対応 (8) 文化財の防災対策」という項目があり、そこには表3に示すような文化財の防災対策についての具体的な記載があることから、文化財関係者の間で注目されるようになった。

表3 大規模地震防災・減災対策大綱における記載 (抜粋, 下線は著者による)

<p>4. 様々な地域的課題への対応</p> <p>(8) 文化財の防災対策</p> <p>○国, 地方公共団体は, 文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策, 美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進, <u>史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに, 文化財の所在情報の充実, 地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。</u></p> <p>○地方公共団体は, 文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出, 保全活動, 観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに, 日頃からの訓練等を実施する。</p> <p>○地方公共団体は, 文化財を含む地域のまちづくりの中で, 文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ, 都市の整備, 地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。</p> <p>○地方公共団体は, 火災による文化財の延焼を減ずるため, <u>文化財周辺の街路樹整備, 公園・空地整備, 消防や地域による消火活動のための施設の整備, 建築物の耐震化・不燃化等を進める。</u></p> <p>○地方公共団体は, 津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は, 必要に応じて, その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ, 当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。</p> <p>○地方公共団体は, 文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し, 地震発生後の対応に配慮する。</p> <p>○地方公共団体は, 自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により, 文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに, 消火活動, 文化財の搬出・保全活動, 住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。</p>

表2中の網掛け部分に示すとおり, 過去の5つの地震対策大綱のうち3つには文化財・文化遺産に関する記載がある。特に2009年(平成21年)4月に策定された「中部圏・近畿圏直下地震対策大綱」の「第2章 中部圏・近畿圏における特徴的な被害事象への対応 2. 京都, 奈良を中心とする文化遺産の被害軽減」には, すでに「大規模地震防災・減災対策大綱」とほぼ同様の記載がある。両者を比較するとかなり似ており, 「大規模地震防災・減災対策大綱」で新たに加わっているのは, 下線部の2点である^{註3)}。

いずれにせよ, それぞれの地震対策大綱で挙げられてきた文化財防災に関わる重要な対策が「大規模地震防災・減災対策大綱」で一つの大きなまとまりになったことは, 地域防災計画に文化財等の保全に関する記載が必要であるという意識の広がりにつながっているとえよう。

4. 都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載の現状と課題

文末に2018年（平成30年）3月現在の47都道府県および20政令指定都市の地域防災計画における文化財等の保全に関する記載の有無と、地域防災計画の該当ページをまとめた一覧を示す^{註4}。いずれの都道府県も、防災の3つの段階である（1）災害予防、（2）災害応急対策、（3）災害復旧・復興のうち、少なくとも1つは記載があるが、その内容は千差万別である。

防災基本計画には「国、指定公共機関及び地方公共団体は、本計画、防災業務計画及び地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を傾注し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。」という記載があるものの、文化庁の防災業務計画⁶は2008年（平成20年）の修正が最後である。この点については、2018年（平成30年）の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定等が制度化されたことに伴い、文化庁の防災業務計画における地域防災計画の作成の基準に関する記載（表4）も、今後見直しがなされるものと期待される。

防災基本計画において文化財という記載があるのは4か所のみであり、先述のとおり実際の都道府県地域防災計画においては、防災基本計画の文言がそのまま使用されている場合も見受けられるが、様々な災害を経て、現実的にはこれでは不十分であることは多くの文化財関係者の共通認識であろう。また、地域防災計画に具体性がなければ意味のないものになってしまうし、文化財保存活用大綱の根拠にはなり得ない。そこで目を向けたのが「大規模地震防災・減災対策大綱」である。「大規模地震防災・減災対策大綱」は大規模地震を対象としているが、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたものであり、内容的には大規模地震以外の災害に向けても検討しておくべき施策であると言える。

5. 今後の都道府県地域防災計画

すでに述べたとおり、現在の都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載内容は千差万別である。また、各都道府県内の文化財等に関わる組織や諸団体のことだけでも、文化財保護部局は教育委員会にあるのか知事部局にあるのか、博物館、美術館、図書館および公文書館（文書館）の所管がそれぞれ異なる、博物館協会の有無、史料ネットの有無など、各都道府県の状況は様々である。そのため、すべての都道府県で地域防災計画の内容を同一にする必要はなく、平常時および発災時における文化財等の保全の指針となり、かつ実効性を伴った内容であることが重要であろう。

災害対策基本法によれば都道府県地域防災計画の修正について、「都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」とされている。都道府県防災会議は災害対策基本法に基づき、当該都道府県知事を会長として当該都道府県内の防災関係機関の長などで構成されており、危機管理や防災関連部局が担当している。このような会議において検討されるのであれば、文化財等の保全に関わる具体的な施策を示し、それが文化財保護法とどのように関連するかを示すことが必要であろう。

日本全国いどこで大きな自然災害が発生するかわからない昨今の状況を鑑みれば、災害が起こってからではなく、その前にどのような取り組みができるかという減災の視点から、文化財等の保全と地域防災計画をこれまで以上に考えなければならない。今後の地域防災計画には「大規模地震防災・減災対策大綱」に記載のある項目も含め、表5の①～⑧に示すような視点が必要だと考えられるが、具体的にどのような施策がこれらの視点に結びつくのかイメージし

にくいものもある。そこで、これらの視点を具現化するために、各都道府県ですでに実施されている、あるいは実施されようとしている施策と、これらの視点を結びつけて地方公共団体に紹介し、これをもとに各都道府県で検討いただくことで地域防災計画の充実を目指す取り組みが必要ではないかと考えられる。

表4 文化庁防災業務計画における記載（抜粋）

<p>第6章 地域防災計画の作成の基準</p> <p>災害対策基本法第40条及び第42条から第44条に規定する地域防災計画の作成において、文化庁の所掌事務に関して作成の基準となるべき事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>第1節 災害予防に関する事項</p> <p>第1 防災に関する計画等の整備に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設における、防災に関する計画及び対応マニュアル等の整備に関すること。 2 文化施設との災害時における情報連絡体制の整備に関すること。 <p>第2 防災上必要な教育訓練に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係職員を教育するための講習会、研究会等に関すること。 2 関係職員に対する、防災上必要な訓練に関すること。 3 一般住民の防災に関する認識を高めるための講習会の開催、関係資料の配付に関すること及び「文化財防火デー」、文化財愛護活動などの実施に関すること。 <p>第3 文化施設・設備等の災害予防対策に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設の施設整備の際の耐震性の確保、不燃化・堅牢化の促進、二次部材等についての安全点検等に関すること。 2 警報、消防、避難及び救助のための施設設備等の整備の促進及び防災上必要な物資の備蓄に関すること。 3 災害時の設備・備品の転倒・破損等の防止対策や薬品等危険物の管理に関すること。 4 文化財等の防火のための施設整備及び文化財施設の施設設備の安全点検及び整備に関すること。 <p>第2節 災害応急対策に関する事項</p> <p>第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項</p> <p>災害が発生する恐れがある場合の気象及び災害情報の収集、及び文化施設における入場者等に対する災害に関する情報、警報及び警告の伝達に関すること。</p> <p>第2 施設・設備の緊急点検等に関すること</p> <p>災害が発生する恐れがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な箇所への移動等の被災防止措置に関すること。</p> <p>第3 入場者等の安全対策に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場者等の安全な場所への避難、応急措置等の安全確保の措置に関すること。 2 災害が発生する恐れがある場合の、文化施設における開館時間の短縮等の措置に関すること。

表5 今後の都道府県地域防災計画に必要な視点

①文化財の所在情報の充実を図る。	
地域防災計画の記載例：	
神奈川県	県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い（後略）
石川県	未指定文化財の文化的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。
岐阜県	国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。
愛知県	国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3箇所に配備し、大規模災害時に備える。
京都府	文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し（後略）
奈良県	県は、文化財保存課職員による適宜巡視（中略）文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。
和歌山県	これら文化財を保存し、後世に伝えるためには文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画するとともに（後略）
（参考） 横浜市	横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。
②地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。	
地域防災計画の記載例：	
神奈川県	県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため（中略）防災関係機関等と情報を共有化するとともに（後略）
奈良県	また、消防機関等の防災関係機関に対してはあらかじめ文化財の所在・形状・員数等の情報を提供し、応急対応についての協力要請を行う。 県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等との連携のとれた連絡・協力体制を整備する。
和歌山県	各市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急処置、保全のための情報共有を図る。
京都府	文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。
（参考） 相模原市	教育局は（中略）地域における文化財の所在情報について、消防局と情報を共有化し、具体的な対策の検討を連携して行う。
（参考） 京都市	京都府、市文化財保護課、都市計画局、消防局、京都府警察本部、京都大阪森林管理事務所、文化財保護関係団体による文化財防災対策連絡会を定期的に開催し、相互の連絡、調整や文化財防災の指導、啓発を行う。また、文化財の被災時における連絡会の各機関を結ぶ緊急連絡体制の系統的な確立を図る。

③地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。

地域防災計画の記載例：

石川県	美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。
(参考) さいたま市	移動可能な文化財に被災の恐れが生じた時は、所有者・管理者と連携して安全な公共施設等に一時的に移動し保管する。
施策の例：	
和歌山県	津波被害が危ぶまれる沿岸市町の社寺を対象に美術工芸品を中心とした文化財（未指定を含む）の所在確認調査

④地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。

地域防災計画の記載例：

石川県	関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一次保管等の応急措置を講ずる。
岐阜県 愛知県	県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに（後略）
(参考) 京都市	必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制を整備する。搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

⑤マニュアルの整備

地域防災計画の記載例：

神奈川県	県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため（中略）県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。
岐阜県	所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
愛知県	所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
京都府	文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し（後略）
奈良県	県は、災害発生時において、文化財の所有者または管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制および活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」（平成19年4月改訂）による。 県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。
岡山県	「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

⑥地方公共団体の文化財保護部局を中心としたネットワークの確立

平常時の文化財等の保全、発災時のレスキューとも、地方公共団体の文化財保護部局を中心とする地域のネットワーク、連携の中で取り組むことを考え、その体制等を地域防災計画に盛り込む。ネットワークのあり方は地方公共団体の状況に応じて変わる。

施策の例：

静岡県	静岡県文化財等救済ネットワーク
岡山県	岡山県文化財等救済ネットワーク

⑦地方公共団体の文化財保護部局による未指定文化財を含めた文化財全般への対応

平常時の未指定文化財の調査等を文化財保護部局の業務の中に位置づける。また、地域のネットワーク、連携の中で考えることができれば、必ずしも文化財保護部局のみで担う必要はない。

地域防災計画の記載例：

秋田県	県内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。 所在情報の把握／未指定文化財の所在情報の把握に努める。 保管者への助言／文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。
新潟県	未指定文化財への対策／文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。
(参考) 仙台市	教育委員会は、災害発生時に適切な協力体制が図れるよう、指定・登録文化財の所有者等及び関係機関等と日頃から情報共有に努める。また、未指定も含め文化財の現地調査を実施した際には、必要に応じて所有者等に災害に係る予防措置等の指導・助言を行うとともに、あらゆる機会をとらえ防災知識の普及啓発に努める。 教育委員会による被害状況の把握／未指定文化財については、必要に応じてその被害状況を把握・確認するとともに、所有者等から相談を受けた際には、助言・指導に努める。
(参考) 京都市	また、未指定、未評価の文化財についても所有者への啓発や所在台帳の整備を検討する。 指定・登録等の文化財に加え、京都市内には未指定あるいは未評価の建造物や美術工芸品、さらには民俗資料、史料等が多く所在し、所有者がその価値を理解していない場合も多いと考えられる。こうした文化遺産は、災害発生後、廃棄物と共に処分され、あるいは市内から散逸していく可能性が高いため、平常時には台帳整理や市民への啓発あるいは市民からの相談を受け、災害発生時には、直ちに文化財の被災調査や訪問聞き取り調査、一時保管の手配などを行う役割を果たす、文化財や歴史の専門家による協力体制の整備を関係機関、学術団体、ボランティア団体等に働き掛けていく。

施策の例：

京都府	「京都府暫定登録文化財」制度
-----	----------------

⑧広域的な相互支援、文化財に対する防災知識の普及と保護の担い手づくり

これらを検討し、地域防災計画に盛り込む。特に広域的な相互支援については、すでに各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等、あるいは、これでは十分な対策が実施できない場合のための全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定があるので、それに沿う形で文化財についても検討されることが望ましい。

地域防災計画の記載例：広域的な相互支援

奈良県	県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。
-----	--

広島県	県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急処置を行う。
地域防災計画の記載例：保護の担い手づくり	
秋田県	災害ボランティアの活動分野／文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
山形県	専門ボランティア／歴史資料救済ボランティア
静岡県	文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。
(参考) 静岡市	また、文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じて文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。
(参考) 浜松市	市は、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。
(参考) 京都市	文化財の近辺で仕事や活動を行っているボランティア観光ガイド等に対して救急講習、防火講習会及び文化財防災施設取扱訓練を行い、初期消火や応急手当ができる文化財防災マイスターを養成する。
施策の例：広域的な相互支援	
中国・ 四国地方	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画
関西広域 連合	近畿圏危機発生時の相互支援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領
施策の例：保護の担い手づくり	
静岡県	文化財等救済支援員と活動の手引き

※①～⑤は「大規模地震防災・減災対策大綱」に記載のある項目、⑥～⑧は「大規模地震防災・減災対策大綱」に記載はないが重要な視点である。

※地域防災計画の記載例は、各都道府県および政令指定都市地域防災計画からの抜粋。記載例、施策の例とも、著者が具体的な実施状況を確認できていないものもあり、今後調査を進めたい。

※地域防災計画に記載がない施策もあり、今後はそれらを地域防災計画に記載することが望ましい。

6. 文化財保存活用大綱

最後に、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱について触れておきたい。2018年（平成30年）の文化財保護法の改正により都道府県による策定が制度化された文化財保存活用大綱は、「都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上での共通の基盤となるものである。都道府県は、域内の市町村を包括・指導助言する広域の地方公共団体として、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて大綱に定める。」とされている¹⁾。大綱に記載すべき5つの基本的な事項が定められているが、そのうちの1つが「防災・災害発生時の対応」であり、具体的には「災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組などを記載する。」となっている¹⁾。都道府県は大綱の策定に向けて、防災・災害発生時の

対応を必ず検討することになる。

さらに、文化財保存活用大綱の対象とする文化財とは何かを考慮することも重要な点である。文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（案）¹⁾には、「(本指針の対象とする文化財) 本指針の対象とする「文化財」とは、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。）」とある。これまでも例えば2007年（平成19年）の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書⁷⁾では、「文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである。」とあったが、やはり文化財という言葉が指すのは指定文化財と理解される場合が多く、未指定文化財を含める場合は文化遺産あるいは文化財等、という言葉が使われてきた。しかしながら今回、改正文化財保護法で策定が制度化された文化財保存活用大綱等の策定等に関する指針（案）において、対象とする文化財はいわゆる未指定文化財を含む、と明示されたことの意味は大きい。

7. おわりに—地域防災計画に文化財等の保全を盛り込むことの意味—

地域防災計画に文化財等の保全を盛り込むことの意味とは、日常の文化財保護業務の中でも防災・減災を意識し、業務と文化財等の防災・減災を具体的に結びつけられるようにすること、そして、発災時においては具体的な行動の指針になるとともに、職員派遣や他の地方公共団体との相互支援等も含め、様々な対応の根拠にもなることであると考えられる。また、これにより、文化財保護部局だけでなく危機管理や防災関連の部局をはじめとする地方公共団体全体で文化財等の防災を認識してもらうことができれば、業務継続計画の非常時優先業務に文化財等の被害状況調査や応急処置を入れるといった動きにもつなげることができるものと期待される。

文化財保護法の改正とあわせ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正され、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになった。文化財保護行政に関わる都道府県の状況はますます多様化すると思われる。今後も、5章で例示したような都道府県地域防災計画に記載のある文化財等の保全に関する施策の実施状況や課題についての調査を進めつつ、地域防災計画の充実に向けて都道府県へのアプローチを続けていく必要がある。

註

註1) 文化庁の美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業による補助事業

註2) 2018年（平成30年）11月21日現在、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（案）」について、2018年（平成30年）12月16日までパブリックコメント（意見公募手続）が実施されている。

註3) ただし、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有については、「東南海・南海地震対策大綱」に記載があり、さらに「首都直下地震対策大綱」には、国、関係機関による所在情報のデータベース化の推進が記載されている。

註4) すでに文化財防災ネットワークのWebサイト <https://ch-drm.nich.go.jp/> で公開している情

報だが、Web サイトの情報は今後更新あるいは削除される可能性があり、2018年（平成30年）3月現在の状況を残しておくためにも、ここにあらためて掲載する。

参考文献

- 1) 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（案） <http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000180124>（2018年（平成30年）11月21日確認）
- 2) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号） http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=336AC0000000223_20160520_428AC0000000047（2018年（平成30年）1月14日確認）
- 3) 防災基本計画（修正年月日 平成30年6月29日） http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basic_plan180629.pdf（2018年（平成30年）11月14日確認）
- 4) 内閣府防災情報のページ 防災対策制度 防災計画 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/index.html>（2018年（平成30年）11月14日確認）
- 5) 内閣府防災情報のページ 地震・津波対策 大規模地震防災・減災対策大綱 <http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo.pdf>（2018年（平成30年）11月14日確認）
- 6) 文化庁防災業務計画 http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/gyomu_gyousei_12.pdf（2018年（平成30年）11月19日確認）
- 7) 文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（2007年（平成19）年10月30日） <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h18/hokokusho/pdf/houkokusho.pdf>（2018年（平成30年）11月19日確認）

キーワード：文化財等の保全（preservation of cultural properties）；地域防災計画（local disaster management plan）；防災基本計画（Basic Disaster Management Plan）；大規模地震防災・減災対策大綱（Policy Framework for Large-scale Earthquake Disaster Prevention and Reduction）；ネットワーク（network）

Descriptions on Cultural Property Preservation in Prefectural Disaster Management Plans: A Review and Future Recommendations

Shiho NAKASHIMA*, Takushi HAMADA* and Yohsei KOHDZUMA*

From a perspective of cultural property preservation, it is crucial that local disaster management plans contain descriptions of concrete measures to prevent, mitigate, and further respond quickly to damages and loss of local cultural properties caused by natural disasters.

Based on *Daikibo Jishin Bosai-Gensai Taisaku Taiko* (Policy Framework for Large-scale Earthquake Disaster Prevention and Reduction) issued by the Central Disaster Management Council in 2014, the present paper conducts a text analysis of prefectural disaster management plans.

The following is a summary of the recommendations: (1) to increase the accuracy of location data of cultural properties; (2) to improve information sharing across relevant departments of a local government; (3) to develop an evacuation plan for cultural properties; (4) to secure space for cultural property storage; (5) to develop manuals about cultural property preservation for local governments, owners, etc.; (6) to build a network around the cultural property protection department of a local government; (7) to accommodate the management of all the relevant local cultural properties (both designated and undesignated); and, (8) to enhance regional cooperation among neighboring governments, as well as to diffuse disaster prevention knowledge and to conduct training on cultural property related issues for the general public.

*Independent Administrative Institution, National Research Institute for Cultural Properties, Nara

都道府県および政令指定都市の地域防災計画における 文化財等の保全に関する記載一覧

◆凡例

- 1 本資料は、2018年3月27日現在、各都道府県および政令指定都市のWebサイトに掲載されている地域防災計画に「文化財」で検索をかけ、抜粋して編集したものである。
- 2 検索・抜粋の方針は下記の通りである。
 - (1) 主として基本計画（本編）ないし震災（地震）・津波対策編から抜粋した。風水害対策、火災災害対策、原子力災害対策、火山災害対策等に同様の記載があっても、重複を省くため抜粋しなかった。なお、震災（地震）対策編と津波対策編が分かれているが同様の記載がある場合は、一覧においてそれがわかるようにした。
 - (2) 災害の活動体制一覧表、動員配備一覧表、分掌事務一覧表、目次等に「文化財」の語があっても、抜粋しなかった。
 - (3) 「博物館」、「美術館」、「文化施設」、「社会教育施設」では検索をかけなかった。
 - (4) 一覧においては、抜粋した文書の置かれている階層がわかるよう、>マークを用いた。
 - (5) 資料として「大規模地震防災・減災対策大綱」等の地震対策大綱が引用されていても、抜粋しなかった。

※ 本資料は、奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室アソシエイトフェロー中島志保が編集した。

都道府県および政令指定都市の地域防災計画における文化財等の保全に関する記載一覧(2018年(平成30年)3月)

※2018年(平成30年)3月27日現在、各都道府県および政令指定都市のWebサイトにアップされている地域防災計画を確認

都道府県・政令指定都市		(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
1	北海道	○地震・津波防災計画編>第2章 災害予防計画>第2節 地震に強いまちづくり推進計画>第2 建築物の安全化>8/43頁	○地震・津波防災計画編>第3章 災害応急対策計画>第22節 文教対策計画>第3 文化財保全対策/152頁		2017年(平成29年)5月
2	青森県	○地震・津波災害対策編>第3章 災害予防計画>第18節 文教対策>3 実施内容>(8) 文化財の災害予防/90頁	○地震・津波災害対策編>第4章 災害応急対策計画>第24節 文教対策>2 実施内容>(8) 文化財の災害予防/186頁		2017年(平成29年)3月
3	岩手県	○本編>第2章 災害予防計画>第9節 建築物等安全確保計画>第1 基本方針>2/1-2-32頁 ○本編>第2章 災害予防計画>第9節 建築物等安全確保計画>第8 文化財の災害予防対策/1-2-34-1-2-35頁	○本編>第3章 災害応急対策計画>第25節 文教対策計画>第3 実施要領>8 その他支関係の対策>(2) 文化財の対策/1-3-181頁		2017年(平成29年)3月
4	宮城県	○地震災害対策編>第2章 災害予防対策>第7節 建築物等の耐震化対策>第9 文化財の防災対策/57頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり	○地震災害対策編>第3章 災害応急対策>第22節 教育活動>第12 文化財の応急措置/278頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり		2018年(平成30年)2月
5	秋田県	○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第11節 災害予防計画/第2 一般火災の手防>1 具の実施範囲>(3) 防火管理者制度の徹底/83頁 ○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第17節 雪害予防計画/第7 文教対策>2 各教育委員会等における対策>文化財の保護/112頁 ○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第20節 文化財災害予防計画/120~122頁 ○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第25節 災害ボランティア活動支援計画>第2 災害ボランティアの活動分野>一般ボランティア>8 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助/139頁 ○第3編 地震災害対策>第2章 災害予防計画>第3節 火災予防計画/第2 出火防止と初期消火>果>3 防災管理者制度の徹底/348頁	○第2編 一般災害対策>第2章 災害応急対策計画>第18節 災害ボランティア活動支援計画>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ>2 一般ボランティア>(8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助/270頁 ○第2編 一般災害対策>第2章 災害応急対策計画>第26節 文教対策計画>第7 文化財の保護/291頁		2017年(平成29年)3月
6	山形県	○震災対策編>第2編 災害予防計画>第5章 災害ボランティア受入体制整備計画>4 専門ボランティア>(2) 活動分野>歴史資料救済ボランティア/67頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり ○震災対策編>第2編 災害予防計画>第20章 文教施設における災害予防計画>4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策/165~166頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり ○津波災害対策編>第2編 災害予防計画>第13章 津波に強いまちづくり計画>4 津波に強いまちの形成>チ 建築物の安全化>(7)/83頁	○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>1 計画の概要 2 文教施設における災害応急計画/ロー/337頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり ○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>5 文化財の応急対策/340頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり		2017年(平成29年)11月
7	福島県	○一般災害対策編>第2章 災害予防計画>第6節 建造物及び文化財災害予防対策>第3 文化財災害予防対策/54~55頁 ○一般災害対策編>第2章 災害予防計画>第14節 防災訓練>第2 個別訓練>1 概要/96頁	○一般災害対策編>第3章 災害応急対策計画>第1節 応急活動体制>第1 災害応急対策の時系列行動計画>時系列行動計画>3 時系列行動計画>文化財応急対策/122~123頁 ○一般災害対策編>第3章 災害応急対策計画>第21節 文教対策>第3 文化財の応急対策/273頁		2017年(平成29年)2月
8	茨城県	○地震災害対策計画編>第2章 災害予防計画>第2節 地震に強いまちづくり>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進>5 文化財保護/57頁			2017年(平成29年)3月
9	栃木県	○震災対策編>第2章 予防>第21節 文教施設等災害予防対策>第4 文化財災害予防対策/99(震災)頁 ○火災・事象災害対策編>第1部 火災対策>第2章 予防>第2節 火災に強い地域づくり>第5 火災に対する建築物などの安全化>4 文化財等の安全対策の促進/8(火災)頁	○震災対策編>第3章 応急対策>第16節 文教施設等災害対策>第7 文化財の保護/186(震災)頁		2016年(平成28年)12月
10	群馬県	○震災対策編>第2部 災害予防>第1章 地震に強い県土づくり>第3節 建築物の安全化>4 文化財の保護/35頁	○震災対策編>第3部 災害応急対策>第14章 その他の災害応急対策>第8節 文化財施設の災害応急対策/213頁		2017年(平成29年)1月

都道府県・ 政令指定都市	(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
11 埼玉県	○本編>第6編 事故災害対策編>第12節 文化財災害対策計画/第6編-74頁	○本編>第2編 震災対策編>第2章 施策ごとの具体的計画>第11 県民生活の早期再建>具体的取組>応急対策>7 文教対策>(3) 具体的な取組内容>エ 文化財の応急措置/第2編-258頁		2014年(平成26年)12月
12 千葉県	○第2編 地震・津波編>第2章 災害予防計画>第4節 消防計画>6 市町村の消防計画及びその推進>(7)特殊地域の消防計画>ア 特殊建物、施設に多い地域の計画>(イ)重要文化財の計画/地-2-32頁 ○第2編 地震・津波編>第2章 災害予防計画>第5節 建築物の耐震化等の推進>2 建築物等の耐震対策>(3)文化財の防災対策/地-2-35頁	○第2編 地震・津波編>第3章 災害応急対策計画>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護/地-3-85頁 ○第2編 地震・津波編>第3章 災害応急対策計画>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護>5 文化財の応急対策/地-3-87頁		2017年(平成29年)8月
13 東京都	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【予防対策】>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進>2-4 文化財施設の安全対策/118頁	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【応急対策】>2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止>2-2 社会公共施設等の応急対策>(2) 詳細な取組内容>イ 社会公共施設等の応急対策>(キ) 文化財施設/135頁	○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【復旧対策】>1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復>1-2 社会公共施設等の復旧>(2) 詳細な取組内容>エ 文化財施設/156頁	2014年(平成26年)
14 神奈川県	○地震災害対策計画>第3章 災害時応急活動事前対策の充実>第10節 文教対策>【主な事業】>4 文化財の保護/88頁		○地震災害対策計画>第5章 復旧・復興対策>第2節 復興対策の実施>6 生活再建支援>(9) 社会教育施設、文化財等/192頁	2017年(平成29年)2月
15 新潟県	○震災対策編>第2章 災害予防>第33節 文化財の地震防災対策/178~179頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策>第30節 文化財応急対策/373~375頁		2018年(平成30年)3月
16 富山県	○地震・津波災害編>第2章 地震・津波災害予防対策>第1節 防災都市づくり>第3 建築物の耐震不燃化の促進>3 建築物の耐震化(県全部局)>(1) 建築物の耐震性確保>イ 公共建築物等の耐震性確保>(イ)/46頁	○地震・津波災害編>第3章 地震・津波災害応急対策>第18節 公共施設等の応急復旧対策>第3 社会公共施設等>5 文化財/251頁		2018年(平成30年)2月
17 石川県	○地震災害対策編>第1章 総則>第6節 地震対策に関する調査・研究>1 活断層調査>(4) その他/31頁 ○地震災害対策編>第2章 地震災害予防計画>【地震災害に備える強い組織体制づくり】>第8節 消防力の充実、強化>3 所要地域の警戒措置等>(1) 所要地域の防火のための警戒/84~85頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり ○地震災害対策編>第2章 地震災害予防計画>【地震災害に強い県土づくり】>第18節 建築物等災害予防>4 文化財災害予防/112~113頁	○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>文化財対策のフロー/272頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり ○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>12 文化財対策/272頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり		2017年(平成29年)5月
18 福井県	○本編>第2章 災害予防計画>第7節 防火予防計画>第4 文化財火災予防対策/22頁	○本編>第3章 災害応急対策計画>第19節 文教対策計画>第6 文化財保護対策/131頁		2017年(平成29年)3月
19 山梨県	○本編>第2編 一般災害編>第2章 災害予防計画>第8節 文化財災害予防対策/43頁	○本編>第3編 地震編>第3章 地震災害応急対策>第2節 地震災害情報の収集伝達>3 被害情報の収集伝達>(5) 報告の種類・様式>イ 他の法令に基づく被害報告>(イ)/279頁 ※第2編 一般災害編にも同様の記載あり		2017年(平成29年)3月
20 長野県	○震災対策編>第2章 災害予防計画>第25節 建築物災害予防計画>第2 主な取組み>3/80頁 ○震災対策編>第2章 災害予防計画>第25節 建築物災害予防計画>第3 計画の内容>4 文化財/83頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第29節 建築物災害応急活動>第2 主な活動>2/158頁 ○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第29節 建築物災害応急活動>第3 活動の内容>3 文化財/159頁		2017年(平成29年)3月
21 岐阜県	○地震対策計画>第2章 地震災害予防>第21節 文教対策>第2項 文化財保護対策/62~63頁	○地震対策計画>第3章 地震災害応急対策>第32節 文教災害対策>第2項 文化財、その他の文教関係の対策/152頁		2017年(平成29年)3月
22 静岡県	○共通対策の巻>第2章 災害予防計画>第4節 防災知識の普及計画>3 県の実施事項>(3) 県民に対する防災思想の普及>社会教育を通じての啓発/共通-18頁 ○地震対策の巻>第2章 平常時対策>第4節 地震災害予防対策の推進>18 文化財等の耐震対策/地震-40頁			2017年(平成29年)8月

都道府県・ 政令指定都市	(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
23 愛知県	○地震・津波災害対策計画＞第2編 災害予防＞第2章 建築物等の安全化＞第4節 文化財の保護／54～55頁			2017年(平成29年)5月
24 三重県		○地震・津波対策編＞第3部 発災後対策＞第7章 復旧に向けた対策＞第3節 文教等対策／352～356頁		2017年(平成29年)3月
25 滋賀県	○震災対策編＞第2章 災害予防計画＞災害に強い基盤づくりの推進＞第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化＞3 具体的な施策の展開＞(6) 文化財の耐震化の推進／52頁	○震災対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第21節 建造物等応急対策計画＞6 文化財の保護計画／253頁		2017年(平成29年)3月
26 京都府	○震災対策計画編＞第2編 災害予防計画＞第12章 文化財災害予防計画／172～174頁 ○震災対策計画編＞第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編＞第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進＞第2節 文化財保護対策の実施／413頁	○震災対策計画編＞第3編 災害応急対策計画＞第25章 文化財等の応急対策／383頁	○震災対策計画編＞第4編 災害復旧・復興計画＞第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画＞第8節 文化財等の復旧計画／397頁	2017年(平成29年)5月
27 大阪府	○基本対策編＞災害予防対策＞第3章 災害予防対策の推進＞第1節 都市防災機能の強化＞第5 文化財／94頁	○基本対策編＞災害応急対策＞第6章 二次被害防止、ライフライン確保＞第2節 民間建築物等応急対策＞第4 文化財／244頁		2017年(平成29年)11月
28 兵庫県		○地震災害対策計画＞第3編 災害応急対策計画＞第3章 円滑な災害応急活動の展開＞第18節 教育対策の実施＞第2 内容＞3 教育対策＞(4) 教育施設の応急復旧対策＞(4) 指定文化財等／378頁 ○地震災害対策計画＞第6編 津波災害対策計画(兼南海トラフ地震防災対策推進計画)＞第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項＞第6節 県、市町村が管理又は運営する施設等に関する対策＞第2 内容＞1 不特定多数の者が利用する施設／453頁		2017年(平成29年)
29 奈良県	○地震編＞第2章 災害予防計画＞災害に強いまちづくり＞第13節 建築物等災害予防計画＞第5 文化財建築物等の耐震性向上対策／77～78頁 ○地震編＞第2章 災害予防計画＞災害応急対策及び復旧への備え＞第33節 文化財災害予防計画／139～141頁 ○地震編＞第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画＞予防計画＞第6節 広域かつ甚大な被害への備え＞第6 文化財保護対策／350頁	○地震編＞第3章 災害応急対策計画＞教育施設等計画＞第35節 文化財災害応急対策／316～318頁		2014年(平成26年)3月
30 和歌山県	○地震・津波災害対策計画編＞第3編 災害予防計画＞第18章 文化財災害予防計画／84～85頁	○地震・津波災害対策計画編＞第4編 災害応急対策計画＞第3章 消防計画＞2 計画内容／(1) 消防情報の収集 才／206頁 ○地震・津波災害対策計画編＞第4編 災害応急対策計画＞第13章 文教対策計画＞第6節 文化財等救援・保全活動の計画／311頁 ○地震・津波災害対策計画編＞第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画＞第2章 地震発生時の応急対策等＞第1節 地震発生時の応急対策＞4 救助・救援・消火・医療活動／351頁	○地震・津波災害対策計画編＞第5編 災害復旧計画＞第1章 施設災害復旧事業計画＞2 事業計画の種別 (10)／344頁	2016年度(平成28年度)
31 鳥取県	○災害予防編(共通)＞第12部 文教対策計画＞第1章 文化財災害対策／109頁			2015年度(平成27年度)
32 島根県		○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章 地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策＞第1 基本的な考え方／333頁 ※第3編 津波災害対策計画にも同様の記載あり ○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章 地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策＞第6 文化財の保護／337頁		2017年(平成29年)10月
33 岡山県	○地震・津波災害対策編＞第2章 地震・津波災害予防計画＞第3節 地震・津波に強いまちづくり＞第2項 公共施設等災害予防計画＞第12 文化財／155頁	○地震・津波災害対策編＞第3章 地震・津波災害応急対策計画＞第3節 民生安定活動＞第10項 文教対策計画＞3 対策＞(6) 社会教育施設等の保護＞イ 文化財／285頁		2018年(平成30年)2月

都道府県・政令指定都市		(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
34	広島県	<p>○震災対策編・地震災害対策計画＞第1章 総則＞第8節 地震被害軽減のための基本的な施策＞4 対策内容＞(2) 生活と社会機能を維持する対策＞クその他の課題への対応＞(ウ)文化財の保護／62頁</p> <p>※震災対策編・津波災害対策計画にも同様の記載あり</p> <p>○震災対策編・地震災害対策計画＞第2章 災害予防計画＞第2節 防災都市づくりに関する計画＞3 住宅、建築物等の安全性の確保＞(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上／83頁</p> <p>※震災対策編・津波災害対策計画にも同様の記載あり</p> <p>○震災対策編・地震災害対策計画＞第2章 災害予防計画＞第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画＞10 文教関係＞オ文化財の保護 ク社会教育等を通じての啓発／105～106頁</p> <p>※震災対策編・津波災害対策計画にも同様の記載あり</p>	<p>○震災対策編・地震災害対策計画＞第3章 災害応急対策＞第13節 文教計画＞7 文化財に対する対策／245頁</p> <p>※震災対策編・津波災害対策計画にも同様の記載あり</p>		2017年(平成29年)5月
35	山口県	<p>○震災対策編＞第1編 総則＞第5章 山口県地震防災戦略＞第2節 具体的な取組＞第3項 その他＞1 重要文化財保護と孤立集落対策＞(1) 重要文化財建造物等の耐震化・防災対策の推進／1-5-4頁</p>	<p>○震災対策編＞第3編 災害応急対策計画＞第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画＞第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項＞第8項 文化財保護対策／3-20-13頁</p>		2017年度(平成29年度)
36	徳島県	<p>○本編＞南海トラフ地震対策編＞第2章 災害予防＞第1節 建築物等の耐震化＞第2 内容＞1 建築物の耐震化＞(4) 文化財の耐震対策／228頁</p>			2017年(平成29年)10月
37	香川県	<p>○地震対策編＞第2章 災害予防計画＞第14節 文教災害予防計画／地震対策編-90-頁</p> <p>○地震対策編＞第2章 災害予防計画＞第14節 文教災害予防計画＞3 文化財の保護／地震対策編-90～91-頁</p> <p>※津波対策編にも同様の記載あり</p>	<p>○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画／地震対策編-171-頁</p> <p>※津波対策編にも同様の記載あり</p> <p>○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞6 文化財の保護／地震対策編-172-頁</p> <p>※津波対策編にも同様の記載あり</p> <p>○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞7 埋蔵文化財対策／地震対策編-173-頁</p> <p>※津波対策編にも同様の記載あり</p>		2018年(平成30年)1月
38	愛媛県	<p>○地震災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第13章 公共土木施設等の耐震対策等＞2-18-13 文化財施設／88～89頁</p> <p>○津波災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第8章 津波に強い地域づくり＞2-8-8 文化財の保護／44頁</p>	<p>○地震災害対策編＞第3編 災害応急対策＞第9章 応急教育活動／151頁</p> <p>※津波災害対策編にも同様の記載あり</p>		2017年(平成29年)9月
39	高知県	<p>○地震及び津波災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第2章 予防対策の推進＞第4節 建築物等災害予防対策＞4 文化財の耐震対策／46頁</p>			2014年(平成26年)9月
40	福岡県	<p>○地震・津波対策編＞第2編 災害予防計画＞第2章 防災基礎の強化＞第3節 建築物等の安全化＞第3 文化財災害予防対策／46頁</p> <p>○地震・津波対策編＞第2編 災害予防計画＞第3章 県民等の防災力の向上＞第5節 防災訓練の充実＞第4 防災訓練に際しての留意点等／70頁</p>	<p>○地震・津波対策編＞第3編 災害応急対策計画＞第2章 災害応急対策活動＞第19節 文教対策の実施＞第2 文化財応急対策／253頁</p>	<p>○地震・津波対策編＞第4編 災害復旧・復興計画＞第2章 災害復旧事業の推進＞第1節 復旧事業計画＞第11 文化財災害復旧事業計画／265頁</p>	2016年(平成28年)3月
41	佐賀県	<p>○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第1節 災害予防対策計画＞第1項 安全・安心な県づくり＞第4 建築物等の耐震性の確保＞4 文化財／45頁</p>		<p>○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第3節 災害復旧・復興計画＞第1項 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進＞第3 計画的復興＞2 文化財対策／267頁</p>	2017年(平成29年)3月
42	長崎県	<p>○基本計画編＞第2編 災害予防計画＞第5章 形態別災害予防対策＞第2節 火災予防計画＞4 文化財の火災予防対策／68頁</p> <p>○基本計画編＞第2編 災害予防計画＞第5章 形態別災害予防対策＞第5節 建築物災害予防計画＞3 文化財の災害予防対策／79～80頁</p>	<p>○基本計画編＞第3編 災害応急対策計画＞第14章 災害応急対策計画＞7 文化財対策／305頁</p>		2017年(平成29年)6月
43	熊本県	<p>○一般災害対策編＞第2章 災害予防計画＞第6節 文化財災害予防計画／34～35頁</p>			2017年(平成29年)4月

都道府県・ 政令指定都市		(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
44	大分県	○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第2章 災害に強いまちづくり＞第5節 建築物等の安全性の確保＞3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保／60頁 ○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置＞第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実＞2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実＞(7) 文教対策に関する事前措置＞ニ／126頁	○地震・津波対策編＞第3部 災害応急対策＞第4章 被災者の保護・救援のための活動＞第11節 文教対策＞6 文化財等の応急対策／313頁		2017年(平成29年)6月
45	宮崎県		○第1巻＞第2編 地震災害対策編＞第3章 地震災害応急対策計画＞第19節 文教対策＞第2款 文化財保護対策／296～297頁		2017年(平成29年)3月
46	鹿児島県	○地震災害対策編＞第2部 地震災害予防＞第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え＞第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備＞第7 文化財や文教施設に関する事前措置／2-2-52頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり	○地震災害対策編＞第3部 地震災害応急対策＞第3章 事態安定期の応急対策＞第11節 文教対策＞第3 文化財の保護／3-3-41～3-3-42頁 ※津波災害対策編にも同様の記載あり		2017年(平成29年)4月
47	沖縄県	○第2編 地震・津波編＞第1章 災害予防計画＞第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備＞第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実＞(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実＞キ 文教対策に関する事前措置＞(エ)／64頁 ○第3編 風水害等編＞第1章 災害予防計画＞第13節 文化財災害予防計画／186頁	○第2編 地震・津波編＞第2章 災害応急対策計画＞第25節 教育対策計画＞6 文化財の保護／141頁	○第2編 地震・津波編＞第3章 災害復旧・復興計画＞第1節 公共施設災害復旧計画＞2 災害復旧事業計画＞(11)／162頁	2015年(平成27年)3月
48	札幌市	○地震災害対策編＞第2章 災害予防計画＞第5節 公共施設等の災害対策＞第5 文化財施設の災害対策＞77頁	○地震災害対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第10節 建物の応急対策＞175頁 ○地震災害対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第10節 建物の応急対策＞第4 文化財施設の応急対策＞178頁		2018年(平成30年)2月
49	仙台市	○共通編＞第2部 災害予防計画＞第2章 公助＞第18節 災害に強い街づくり＞3. 文化財保護のための予防措置等／181頁	○地震・津波災害対策編＞第2章 公助＞第25節 文教対策計画＞3. 文化財の対策＞169～170頁		2017年(平成29年)6月
50	さいたま市		○震災対策編＞第1部 震災応急対策計画＞第13章 教育福祉対策＞第3節 文化財対策＞161～162頁		2015年(平成27年)3月
51	千葉市	○共通編＞第2章 災害予防計画＞第3節 被害の軽減＞第1 地震火災の防止＞(7)文化財の保護／共-43-頁	○災害応急対策編＞第1章 地震対策計画＞第18節 公共施設等の応急対策＞第4 その他の社会公共施設／地-181-頁 ○災害応急対策編＞第1章 地震対策計画＞第18節 公共施設等の応急対策＞第4 その他の社会公共施設＞3 文化財の保護／-183-頁		2015年(平成27年)3月
52	横浜市	○震災対策編＞第2部 災害予防計画＞第1章 地震に強い都市づくりの推進＞第10節 文化財等の防災対策／80～81頁			2017年(平成29年)1月
53	川崎市		○震災対策編＞第4部 応急対策計画＞第14章 文教対策＞第8節 文化財の保護／221頁		2015年度(平成27年度)
54	相模原市	○本編(総則-予防計画編)＞第2款 災害予防計画＞第2章 施設構造物・設備の安全化＞第2節 建築物等災害対策＞10 文化財の保護／予-41頁 ○本編(総則-予防計画編)＞第2款 災害予防計画＞第5章 応急対策への備え＞第7節 災害時における文教・保育体制の整備＞10 文化財の保護／予-77頁	○本編(地震災害対策計画編)＞第1款 地震災害応急対策＞第16章 文教・保育対策＞第1節 文教対策＞7 文化財／地-125頁		2016年(平成28年)3月
55	新潟市	○本編＞第2部 災害予防計画＞第1章 震災・風水害・津波災害共通予防計画＞第1節 防災知識の普及計画＞1 住民に対する防災知識の啓発＞(8)社会教育を通じた啓発／27頁	○本編＞第3部 災害応急対策計画＞第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画＞第33節 文教対策計画＞3 文化財の応急対策／221頁		2017年(平成29年)3月

都道府県・政令指定都市		(1) 災害予防計画	(2) 災害応急対策計画	(3) 災害復旧・復興計画	修正年月
56	静岡市	○地震対策編>第2編 平常時対策>第1章 防災思想の普及>第1節 計画作成主旨>5 市民に対する防災思想の普及>(4)社会教育を通じての啓発/18頁 ○地震対策編>第2編 平常時対策>第4章 地震・津波災害予防対策の推進>第19節 文化財等の耐震対策/41~42頁			2017年(平成29年)2月
57	浜松市	○地震・津波対策編>第2章 災害予防計画>第1節 防災思想の普及>15 市民に対する防災思想の普及>文化財に対する防災思想の普及/109頁 ○地震・津波対策編>第2章 災害予防計画>第5節 地震災害予防対策の推進>15 文化財等の耐震対策/127頁			2017年(平成29年)4月
58	名古屋市長	○共通編>第2章 災害予防計画>第17節 火災予防対策>3 火災予防運動等の実施>(1)文化財防災デー/120頁	○地震災害対策計画編>第1章 災害応急対策計画>第21節 文教対策>第2 社会教育における応急対策>2 災害応急対策>(3)/223頁		2017年(平成29年)6月
59	京都市	○震災対策編>第2章 災害予防計画>第3節 災害応急対策への備え>第21節 文化財保護体制の整備/167~169頁 ○資料編>資料2-3-21-1 文化財防災関係の助成制度の概要/154頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第21節 文化財の保護/316~318頁	○震災対策編>第4章 災害復旧計画>第3節 産業の復旧>3.3 観光産業への支援を行う/398頁 ○震災対策編>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画>第3節 災害復旧>基本方針/404頁	2016年(平成28年)11月
60	大阪市		○震災対策編>第2部 災害予防・応急対策>第6章 学校等>第24節 文化財の応急対策/150頁		2016年(平成28年)9月
61	堺市	○災害予防対策>第1章 被害の発生抑止・軽減>第2節 都市基盤施設の被害防止>第4 文化財/49~50頁 ○災害予防対策>第2章 災害の拡大の抑止>第1節 市民防災意識の高揚>第4 文化財所有者等に対する普及啓発/82~83頁	○災害応急対策 地震・津波編>第2章 応急復旧期の活動>第11節 応急教育等>第6 文化財の応急対策/294頁		2014年(平成26年)12月
62	神戸市	○防災データベース(目次・共通編)>■共通編>■総則>資料 6-1-6 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定(H26.6 兵庫県)>(6)施設等の被災可能性>④文化財/54頁			2017年(平成29年)8月
63	岡山市		○地震・津波災害編>第3章 地震・津波災害応急対策計画>第3節 民生安定活動>第11項 文教対策計画>2 対策>(6)社会教育施設等の保護>②文化財/191頁	○資料編>第8 災害復旧>I 施設災害復旧>10 その他文教施設の災害復旧事業>(1)文化財災害復旧事業/資料8-6頁	2017年(平成29年)3月
64	広島市	○震災対策編>第2章 震災予防計画>第7節 建築物等の耐震性の向上>第1 建築物等の耐震性の向上>6 文化財及び文化施設等の耐震性の向上/49頁	○震災対策編>第3章 震災応急対策>第22節 文教対策>第3 社会教育における応急対策>3 文化財対策/219頁 ※基本・風水害対策編にも同様の記載あり		2017年(平成29年)3月
65	北九州市	○災害対策編>第2章 災害予防計画>第4節 建築物等の災害予防>第4 教育施設の不燃化建築促進対策>2/19頁	○災害対策編>第3章 災害応急対策計画>第37節 文教対策>第11 文化財保護対策/177頁		2018年(平成30年)1月
66	福岡市	○震災対策編>第2章 災害予防計画>第2節 自主防災体制の整備>7 防災知識の普及>(8)防災に関する主な運動期間>文化財防火運動/34頁	○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第18節 応急教育対策>第5 文化財・社会教育施設等の対策>1 文化財の保護/138頁		2017年(平成29年)6月
67	熊本市	○共通編>第3章 災害予防計画>第3節 災害に強い都市づくり>第6項 火災予防対策>1 出火防止対策>(6) 防火意識の普及対策>エ 文化財防災デー/共通-191頁 ○共通編>第3章 災害予防計画>第7節 文教施設に対する予防対策>第8項 文化財への防災体制の整備/共通-225頁	○地震・津波災害対策編>第1章 災害応急対策計画>第21節 文教対策計画>第7項 文化財の保護>地震・津波-109頁		2017年度(平成29年度)